

1. 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

○持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】

法務省は、時代の変化に適應可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

2. 論点ごとの課題事項

①推薦・委嘱の手順、年齢条件

- 保護司法第3条第1項（推薦及び委嘱）、同法第7条（任期）
- 公募制の導入
- 委嘱時・再任時上限年齢の取扱い

等

②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

- 保護司法第8条の2（職務の遂行）
- 処遇活動又は地域活動のみを行う等担当制（保護司活動の限定）の導入
- 事件を担当することへの不安・負担の軽減
- 平日夜間・休日の会合・研修実施や保護観察官対応

等

③待遇、活動環境

- 保護司法第2条（設置区域及び定数）、同法第11条（費用の支給）、同法第13条（保護司会）
- 会費・実費負担分の取扱い
- 報酬制の導入
- デジタル化の推進
- 更生保護サポートセンターの在り方
- 保護区・保護司会の在り方
- 社会的認知度の向上・広報の在り方

等

④保護司の使命

- 保護司法第1条（保護司の使命）
- これからの時代を見据えた保護司の使命とは

等

⑤保護司の安全確保

- 保護司活動における安全・安心の確保策の在り方
- 保護司や家族の不安の軽減
- 自宅以外の面接場所の確保

等

3. スケジュール

令和5年5月17日	第1回	論点と論点ごとの課題について意見交換
6月20日	第2回	保護司・保護司会の視察・ヒアリング
7月27日	第3回	推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命
8月30日	第4回	職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命
9月21日	第5回	待遇、活動環境、保護司の使命
12月21日	第6回	保護司の使命等
令和6年2月21日	第7回	中間取りまとめ案について意見交換
3月28日	第8回	中間取りまとめの確定
4月25日	第9回	有識者からのヒアリング・意見交換
6月27日	第10回	保護司の安全確保等
7月29日	第11回	保護司の安全確保
8月29日	第12回	報告書案について意見交換
9月27日	第13回	報告書案について意見交換
10月3日	第14回	報告書の確定（法務大臣への報告）

4. 構成員（12名）

ベテラン・若手の現役保護司5名を含む学識経験者等有識者から構成

5. 今後講じていく施策等

①推薦・委嘱の手順、年齢条件

✓ 公募の取組を試行

- 保護司の人脈のみに頼らず、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行。

✓ 委嘱時上限年齢を撤廃

- 社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢（原則66歳以下）を撤廃。

✓ 任期の見直し

- 長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、2年の任期を見直し。

✓ 国際化への更なる対応

- 保護司会の意向や地域の実情を十分に踏まえ、外国語や外国文化に精通している人材を保護司や保護司活動の協力者として確保。

②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

✓ 保護司活動の分担制はなじまない

- 保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるものであり、どちらか一方のみを担当する分担制はなじまない。ただし、多忙により活動に制約が生じてしまう現役世代にも配慮し、今後も活動の在り方を模索。

✓ デジタル技術を活用した保護司活動の負担軽減

- 保護司専用HP（H@）の活用促進や利便性向上のための機能拡充、土日・夜間を含めて広く研修の機会を確保するためのリモート研修の実施。

✓ 犯罪被害者等の心情等を十分に考慮した処遇の強化

- 保護観察官及び保護司において、保護観察等対象者に、自らの犯罪の責任を自覚させ、被害者等の心情等を理解させることによって、誠実に被害弁償させたり、心からの謝罪の気持ちを持たせてこれを実行させたりするなど、適切な処遇を強化。

③待遇、活動環境

✓ 報酬制はなじまない

- 保護司活動は、労働の対価としての給与の支給を受けずに行われている崇高な社会貢献の取組。保護司の無償性は、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があるもの。

✓ 保護司実費弁償金の充実

- 幅広い年齢層の保護司が、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、無理なく保護司活動を継続できるよう保護司実費弁償金を充実。保護司組織の維持・強化に必要な保護司実費弁償金も充実。

✓ 現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備

- 保護司活動に関し、兼職の許可や職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことや、ボランティア休暇制度の対象とすることを働き掛けるなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討。

✓ 国際的な情報発信の一層の推進

- 「国際更生保護ボランティアの日（4月17日）」を活用して、保護司や保護司制度の国際的な認知度を向上。

④保護司の使命

✓ 保護司法制等の見直しを検討

- 保護司の使命（第1条関係）、保護司の具備条件（第3条関係）、地方公共団体の協力（第17条関係）等の見直しを検討。

✓ 保護司制度の在り方やその維持・発展のための方策等の検討

- 持続可能な保護司制度の確立には、今後の我が国の社会情勢や人々の価値観の変化等に対応していく必要があることから、保護局において、少なくとも5年ごとに検討を実施。

⑤保護司の安全確保

✓ 安心して保護司活動を継続するための取組の強化

- 定期的な保護観察事件の点検、保護司の不安等の適時的確な把握、保護司が相談しやすい関係性の構築、保護司複数指名制の活用、保護観察官による直接関与などの取組を強化。

✓ 保護司の家族への支援の充実

- 保護司の家族の不安や負担を軽減できるよう、保護司の家族が互いに意見交換できるような機会を設けるなど、必要な支援を充実。

✓ 面接場所・面接方法の選択肢の拡充

- 更生保護サポートセンターの複数設置に加え、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等の利用など、保護司のみならず、保護観察対象者等にとっても利便性の高い面接場所を拡充。
- 面接方法に一律のルールを設けるのではなく、保護観察官や企画調整保護司が対面・オンラインで同席できるようにするなど、安全・安心が確保される面接方法の柔軟かつ円滑な選択を可能に。

✓ 保護観察等の実施体制の強化

- ユニット制の導入を含む更生保護官署職員の配置の最適化や保護観察官の増員により、保護観察官が、保護司や保護観察対象者等の状況に応じて迅速かつ臨機に対応することができるような体制を構築。

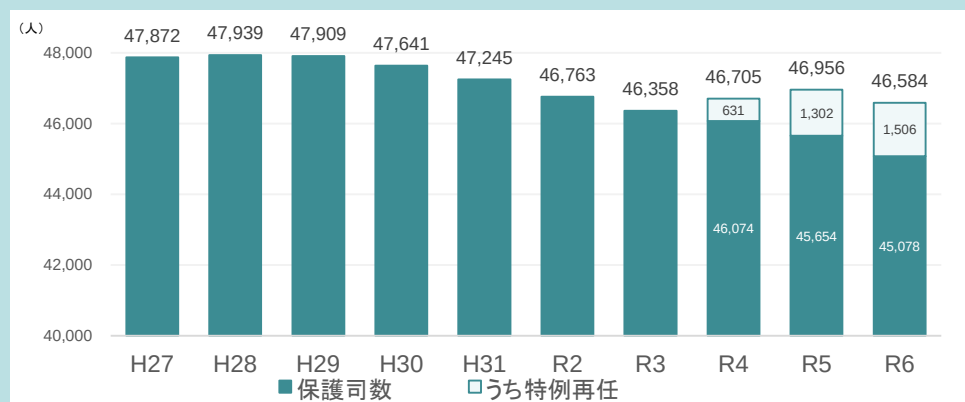
1. 保護司とは

- 法務大臣から委嘱された**非常勤の国家公務員**で、**全国に約47,000人**います。
- 犯罪や非行をして保護観察を受けている人の**立ち直り**を支えています。
- 犯罪や非行をした人の立ち直りが地域の安全安心の基盤となることについて、**地域の方々の御理解と御協力**を求めています。

2. 現状は

- 保護司になっていただける方を見つけるのが難しくなっていて、**減少傾向・高齢化**という大きな流れに歯止めがかかっていません。

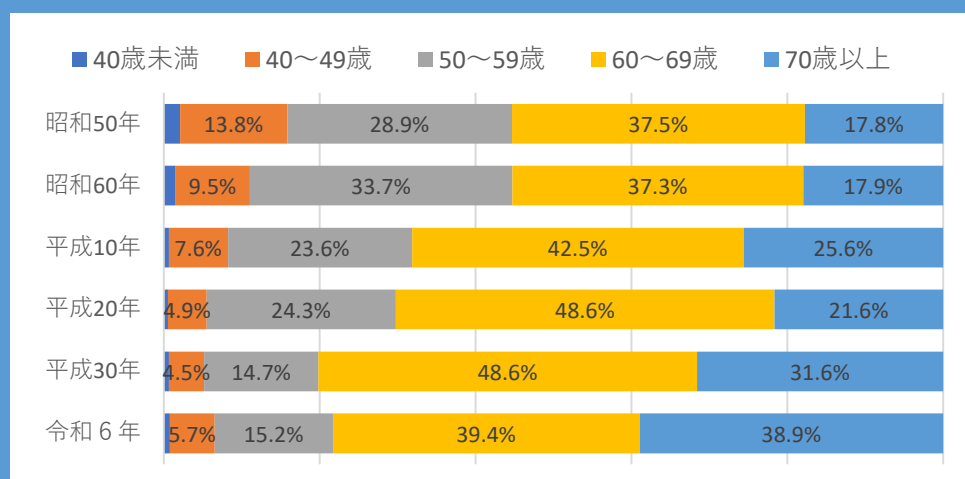
保護司数の推移



長く減少傾向にある

(各年1月1日現在)

保護司年齢別構成の推移



70歳代が増加している

(各年1月1日現在)

- 教職員を退官された方を含め公務員であった方（又はある方）が**全国に約3,300人**おられ、保護司として活躍されています。
- 保護司の活動拠点である**更生保護サポートセンター**はその**8割**が地方公共団体の公的施設に入居しています。

3. 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

- **持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】**
 - ・ 法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

4. 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書

（令和6年10月3日：今後講じていく施策等関連部分一部抜粋）

地方公共団体を退職される方について、保護司としてこれまでの人生経験をいかしながら御活躍いただきたいと考えており、退職者を対象としたセミナー等での御説明の機会を賜れるよう、保護観察所及び保護司会がお願いに伺います。

- ✓ 保護観察所及び保護司会において、令和6年度中から、地方公共団体や職域団体の理解・協力を得て、定年退職等が見込まれる当該団体の職員等に対して、社会貢献活動としての保護司や更生保護ボランティアの活動についての説明を行うとともに、適任者である職員等を推薦してもらえるよう地方公共団体や職域団体等に対して積極的に働き掛けること。【抜粋】

更生保護サポートセンターは、保護司会の活動拠点としての機能のみならず、保護観察対象者等との面接場所としての機能も併せ持っており、自宅での面接に不安を持っていたり、様々な理由から自宅での面接が難しい保護司の処遇活動を支えていることから、よりよい保護司の活動環境となるよう、保護観察所及び保護司会が御相談に伺います。

- ✓ 更生保護サポートセンターについて、保護司や保護観察対象者等の利便性を踏まえた設置場所や利用時間（平日夜間・休日）となるようにするなどの更生保護サポートセンターの充実化を図るためには、地方公共団体の協力を得るための協議が不可欠であるところ、かかる協議について、保護司・保護司会任せにせず、保護観察所において積極的に支援すること。【抜粋】

地方公共団体の現役職員の方が保護司となり、保護観察処遇や犯罪予防など様々な活動を担っていただいているところ、このような活動に対して、首長の御判断により種々御配慮いただいていることも踏まえ、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みを検討します。

- ✓ いわゆる現役世代が、仕事をしながらでも保護司活動に従事できるようにするため、国若しくは地方公共団体又は事業者若しくは事業主において、保護司活動に対して理解・配慮し、公務員又は従業員から保護司を兼ねることを求められた場合にこれを積極的に許可することや職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討すること。【抜粋】

5. 令和6年の主なスケジュール

- 4月17日 第2回世界保護司会議（於オランダ）において、保護司を始めとした更生保護ボランティアの認知度を向上させることなどを目的として、同日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言を採択
- 10月2日 更生保護制度施行75周年記念大会開催
- 10月3日 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会取りまとめ

Youtube紹介動画



【分かりやすく解説】
保護司の適任者確保



バッドボーイズ佐田正樹
“保護司になる”

法務省ホームページ



保護司とは



全国の
保護観察所一覧

更生ペンギンの
ホゴちゃん



更生ペンギンの
サウちゃん

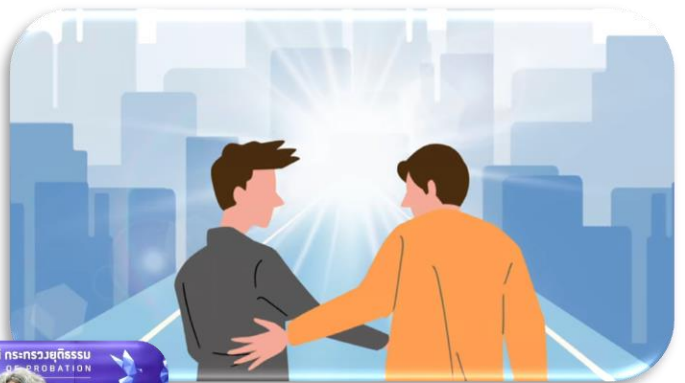
「国際更生保護ボランティアの日」宣言

令和6年4月17日、オランダ・ハーグにおいて、第2回世界保護司会議が開催されました。

この会議において、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択され、保護司を始めとした地域ボランティアの取組に対する国際的認知度の向上を図ることなどが盛り込まれました。



更生保護ボランティアの活動を紹介する動画を作成しました。
法務省公式YouTubeチャンネルで、御覧いただけます。



URL <https://www.youtube.com/watch?v=CrKN00E4K4g>

HOGOSHI recruiting guide

保護司という ボランティア

法務省保護局
全国保護司連盟



Contents

Interview.1
2人の子を持つ主婦

Interview.2
社会福祉法人職員

Interview.3
元高校教師

Interview.4
様々な立場の保護司

Column
更生保護サポートセンター訪問



地域に
恩返しが
したく？

田中 陽子さん [茨城県龍ヶ崎地区保護司会]

memo

保護司歴6年 主婦
2人の兄妹の母でもある。

保護司になったきっかけは？

地域で障がい児に関わるボランティアをしていたことがきっかけで、保護司になってみたい？と声をかけていただきました。先輩保護司から保護司活動について説明を受けたのですが、**犯罪や非行をした人と関わるボランティア**だと聞いて、子育て中にそういった人たちと関わるなんて私にはできない…と、最初は断ることしか考えていませんでした(笑)

でも、これまで子育てをしながら、たくさん地域の方々に支えられてきたので、地域のために何か恩返しができるのではないかなと思うようになったんです。また、「**更生保護サポートセンター**」(※)があつて、**保護観察を受けている人と自宅面で接し**

なくてよい」というのも決め手になり、お引き受けすることにしました。

※「**更生保護サポートセンター**」地域における更生保護活動の拠点であり、更生保護に関する情報を発信する場所。サポートセンターとも言います。詳しくは、6ページ。

ご家族からの反対はなかったですか？

夫や息子は、地域のよく知っている方が保護司をされていることを知っていたので、「あの方がやっているなら。」と賛成してくれました。娘は「犯罪をした人にお母さんが何かされてしまうことはないの。」と、とても心配していたのですが、夫や息子が反対しなかったので、しぶしぶ納得してくれました。



田中さんの娘さんの声

family's voice

お母さんが保護司の活動から帰ってきたある日、「担当している人の仕事が決まったんだ」と自分のことのように嬉しそうに話す姿を見て、私も嬉しくなりました。罪を犯した人の立ち直りを支え、地域のために活動しているお母さんのことを尊敬しています。

田中さんのこれまでの活動を教えてください

私が担当した少年のことをお話しします。

初めて面接をした時、相手の少年は目も合わせず下を向いたまま。5分も会話が続き、どういふ話をすれば良いのか困ってしまったのを覚えています。面接の経験を重ねるうちに心が通じるようになり、一方通行だった会話が嘘のように、たくさん話をしてくれるようになりました。

振り返ると大変なこともありましたが、彼の小さな変化が私の喜びでした。サポートセンターで面接していたので、先輩保護司が近くにいて、悩むことがあればすぐに相談できたのも心強かったです。私が所属する保護司会（※）では、新任保護司のための勉強会が行われていたので、それに参加して、先輩保護司からアドバイスをいただくこともありました。

先輩保護司からのサポートのおかげもあり、彼の保護観察は無事に終了しました。会わなくなってしばらく経ってから、結婚して父になり、ある建物の工事に携わったと彼から連絡がありました。それからというもの、遠くにその建物を見かけると、胸がジーンと熱くなります。

また、時には、1つの事件を複数の保護司で担当することもあります。私は、警察官OBの保護司さんと2人で事件担当をすることがありましたが、その保護司さんが色々な角度から質問をされていて、非常に勉強になりました。初めて担当するときなど、1人で心細いときに一緒に担当する方がいると安心しますね。

処遇活動以外では、地域のお祭りで更生保護をPRしたり、学校との連携活動を行ったりしています。

※「保護司会」保護司になると、それぞれの地域の保護司会に所属し、組織単位で活動することもあります。



保護司活動を経験して・・・

地域に恩返しをしたいという思いでスタートした保護司活動ですが、罪を犯してしまったけれど、もう一度やり直したいと思った人のお手伝いができることに日々喜びを感じています。

何の専門知識もない主婦ですので、活動を始める際はとても不安でしたが、子育ての経験を生かして、時には先輩保護司に相談しながら、活動を続けていきたいと思っています。





古蘭 功詞郎さん [鹿児島県鹿児島地区保護司会]

memo

保護司歴6年 社会福祉法人職員
知的障害者サッカーチームの
コーチも務める。

保護司になったきっかけは？

父が保護司だったので、罪を犯した人の立ち直りを地域で支える姿を間近で見してきました。

社会福祉法人の職員として、ある学校の卒業式に来賓として出席した時、年配の教師の方が非行を繰り返した少年の名前を挙げ、「やっと卒業する」と話していたんです。保護観察になるようなすぐ手のかかる子だったみたいで、その生徒がやっと卒業してくれる、これでやっと学校が平和になるというような一言が、私の中ではとても衝撃的で、違和感を覚えました。

そのとき、**少年たちの気持ちや考え方は、自分のような若者の方が分かるかもしれない**と思ったんです。父にその話をしたところ、保護司を勧められました。



仕事と両立するのって大変？

私は、社会福祉法人で働く傍ら、日中の仕事の空き時間や、勤務後の時間を使って、面接などの保護司活動をしています。

直前に予定が入ると、仕事との調整が難しいこともあります。職場や家族からの理解もあるので、仕事と保護司活動を両立できています。

若い立場から見た保護司とは？

若い方がいいとか、年輩の方がいいとかはあまり考えていないですね。温故知新で、今まで大切にしてきたものを守りながらも、時代にあった保護司活動を模索するべきではないでしょうか。**若い立場として、若いからこそ考えられることは、できる限り発信していこう**と思っています。

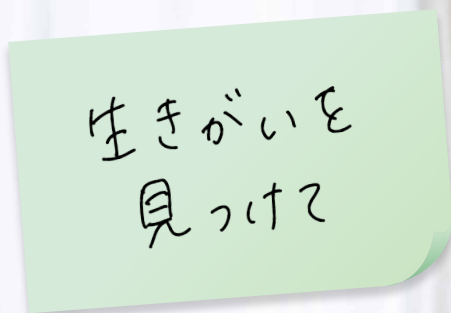
保護司になるか迷っている人へ

とにかく、保護司活動をやってみてください！私は、24歳の時に一歩を踏み出しました。あっという間の6年間でしたが、その間には、担当していた少年が就職して県外に旅立ち、保護司としての役目を終え、兄として、友人として、嬉しさと寂しさがこみ上げたこともありました。

今でもまだまだ若造ですが、保護司活動を経験して、誰かの役に立っているという実感があります。これからも、**罪を犯してしまった人に、地域で兄弟や友人のように接しながら、立ち直りを支援したい**と思っています。

リモートで
お話を聞きました





下妻 久男さん [栃木県宇都宮地区保護司会]

memo

保護司歴12年 元高校教師
会長として、保護司会をまとめている。

保護司になったきっかけは？

元々工業高校で教師をしていたのですが、当時の先輩から、保護司をやってみないかと誘われました。断れなかったんですね(笑)

打診を受けた時、私は61歳で、教師を定年退職し、大学で常勤として働いていた時でした。**仕事と保護司活動が両立できるか不安でしたが**、職場にも理解をいただき、保護司として活動をするようになりました。

ご家族からの反対はなかったですか？

妻には、とても心配されました。犯罪や非行をした人が家に出入りして何かあったら…と思ったのでしょうね。ですが、話を聞くうちに妻も理解してくれ、背中を押してくれました。今は、自宅で面接している際にお茶を出してくれるなど、支えてくれています。

下妻さんの奥様の声

family's voice

主人から、「保護司になろうかと思っている」と言われた時は、どうしてわざわざ主人が？と反対しました。やっぱり、犯罪や非行をした人と関わることに不安があったんですね。

でも、これまで主人と二人三脚で歩んできた人生で、主人が決めたことに間違いはなかったんです。だから、主人が決めたことを信じて、応援しようと思いました。

保護司会長としての活動を教えてください

宇都宮地区保護司会は、保護司の数が定員を下回っているので、**会員の皆さんと力を合わせ、会長として保護司のなり手確保に積極的に取り組んでいます。**

シルバー大学校で更生保護の講座を開いたり、関係機関・団体の方から保護司適任者の情報を提供してもらう「保護司候補者検討協議会」を開催したりしています。

保護司活動の魅力は？

保護観察を受けている人に1日でも早く立ち直ってもらう、それが私たちの使命です。**彼らの人生の転機に関われることが、保護司のやりがいだと思います。**

第二の人生で

仕事を退職すると、なかなか家から出にくくなりますが、やることは良いですよ。私は保護司会の仲間と一緒に、合唱団なんかもしています(笑) 保護司活動をしていると、**70歳を過ぎても、地域の役に立てることがあるんだなあ**と実感しますね。



職種・性別・年代を問わず、様々な立場で
保護司として活躍している方がいらっしゃいます。



保護司歴5年目

農家

金田 実さん

〔青森県弘前地区保護司会〕

PTA会長をしていた時に、知人から保護司をやってみないかと誘われ、保護司になりました。りんごは世話をするほど良いりんごになります。保護司の仕事も、人のお世話をすることで、立ち直りのお手伝いができる。保護司活動とりんごを育てる仕事は、似ているように思います。まだまだ未熟ですが、誰かのお役に立てるように頑張りたいと思います。



保護司歴15年目

主婦

吉田 沢恵さん

〔愛知県名古屋市西地区保護司会〕

最初は、保護司という存在も知らなかったんです。活動の中で多くのことを学び、私自身も成長しながら現在に至っています。

上から目線ではなく、「おばちゃんが相談にのるから何でも話してね。困ったら一人で解決しようとしなくて連絡してね。」と彼らに寄り添うことを心がけています。



保護司歴5年目

会社員

藤本 賀彦さん

〔東京都江戸川区保護司会〕

私は非行少年でした。多くの方から学びや機会をいただき、やり直すことができました。このご恩に報いたいと思い、保護司になりました。保護司活動の魅力は、担当した方と一緒に考え・悩みともに成長し、様々な活動を通じ地域との関わりが実感できることです。思いやりの心で、立ち直り支援、より良い街づくりに尽力して参ります。



保護司歴7年目

宮司

持田 照久さん

〔奈良県かつらぎ香芝地区保護司会〕

30代の時、地域の方から保護司にならないかと声をかけていただきました。神職(宮司)の立場として、地域の史実のために活動することに使命感を抱き、保護司になりました。

神職として神明に奉仕すると共に、更生保護活動への理解を広め、地域の皆さんと共に、明るい地域社会を築いていけるように取り組んで参ります。



案内人 岡村 幸子さん
大田区のサポートセンター長
保護司歴26年
ガールスカウトにも熱中している。

更生保護サポートセンター を訪問してみた!



大田区更生保護サポートセンター

大田区のサポートセンターは、全国に先駆けて平成20年に開所しました。元々、小学校だった建物の一部を利用しており、色々な部屋を使うことができるので、面接だけでなく会議を行う時も便利なんです。週6日開いているので、保護司仲間がふらっと立ち寄ることも多いんです。



入口を入ると、
まずは事務室。

サポートセンターには、
保護司に関係する
書籍がいっぱい!



1F 事務室

経験豊富な保護司が駐在し、保護司会の事務運営にあたっています。



最近どう〜?

事務室の隣は
面談室になっています!

1F 面談室

保護司が保護観察対象者と
面接を実施しています。



2F 会議室

保護司会で会議を行っているほか、保護司候補者検討協議会など関係機関や団体と連携した会議も実施しています。



Point!

サポートセンターの面接室は、新任保護司に多く活用されています。駐在している経験豊富な保護司から、面接等に関する助言やサポートを受けられ、安心して処遇活動を行うことができます。



Point!

対面での会議だけでなく、オンラインでの会議も行っています。

最寄りの更生保護サポートセンターについては、
最寄りの保護観察所までお問い合わせください。

一部のサポセンは、こちらで紹介中!



Q 保護司ってどんなボランティアですか？

A 保護司は、法務大臣から委嘱されたボランティアで、全国に約4万6千人います。
給与は支給されませんが、活動にかかる実費（交通費など）は支給されます。

Q 保護司になったら、どんな活動をするのですか？

A 保護司は、保護観察を受けている人の立ち直りを支援する「処遇活動」と、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める「地域活動」の2つの活動を主に行っています。

□ 処遇活動

処遇活動の中核は、「保護観察」です。保護観察は、犯罪や非行をして保護観察を受けている人と月に2～3回程度面接をし、彼らの相談に乗ったり、約束事を守るように指導したりします。

保護観察は、犯罪者処遇の専門家で、国の職員である「保護観察官」と地域のボランティアである「保護司」が二人三脚で行っています。



□ 地域活動

犯罪や非行のない地域社会を築くため、毎年7月を強調月間として、“社会を明るくする運動”を行っています。

同運動において、住民向けの啓発イベントを開催するなど、様々な広報活動に積極的に取り組んでいます。

また、地域で住民集会を開いたり、学校等と連携して活動をしたりしています。



Q 保護司になりたいけど、どうすれば良いですか？

A 保護司になるには、一定の要件を満たす必要があります。
まずは、最寄りの保護観察所にご相談ください！



全国の保護観察所一覧

他にも、こんな疑問をお持ちの方は
以下のHPを御覧ください！

保護司の
補償制度って？

受講できる
研修は？

保護司以外の
ボランティアは
ないの？



法務省



全国保護司連盟

保護司について
最新情報を発信中！



法務省保護局
公式Twitter



法務省保護局
公式Instagram



保護司にまつわる
ショートムービーを公開中！

Youtube法務省チャンネル

